

はじめに

文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものとされています。

近年、文化芸術を取り巻く社会動向は大きく変化しており、国は平成 29 (2017) 年に「文化芸術基本法」を改正、令和 5 (2023) 年に「文化芸術推進基本計画 (第 2 期)」を策定しました。これまでの文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策と緊密な連携のもと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用することとしています。

本市では、国史跡である^{あんとくだいせき}安徳台遺跡や^{あんとくおつかこふん}安徳大塚古墳のほか、日本最古の農業用水路である^{さくたのうなで}裂田溝、福岡県無形民俗文化財指定の^{いわとかぐら}岩戸神楽等、文化財や民俗芸能等古くからある文化芸術のほか、文化芸術の鑑賞、参加の機会を提供するため、市民文化祭の開催、竹の里フェスタや裂田溝ライトアップをはじめとする歴史資源や文化資源を活用したイベントの開催等、様々な文化芸術活動を行っています。

また、市の総合計画では、まちの将来像を「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～」とし、様々な取り組みを進めており、文化芸術分野におきましても、地域の資源を活かした活力あふれるまちづくりを基に、歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げるため、文化・芸術活動の充実を目指した取り組みを進めています。

文化芸術活動は、感動や安らぎをもたらすだけでなく、感性や創造力を育み、市民生活を豊かにできることから、市民の文化芸術活動の場を整備するとともに、多くの活動団体の継続的な支援が求められています。

本市におけるこれからの文化芸術施策の役割を明確化し、本市の特性を活かした文化芸術施策の推進を目指し、那珂川市文化芸術推進計画を策定しました。今後は、市民の皆さまや関係機関・関係団体等の皆さまと協力・連携のもと、必要な施策を実施し、計画を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、2ヶ年にわたり貴重なご意見を賜るとともに、熱心にご審議いただいた那珂川市文化芸術推進審議会委員の皆さまをはじめ、各種調査等で貴重なご意見をいただいた多くの市民の皆さま、関係機関・団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 6 (2024) 年 3 月

那珂川市教育委員会
教育長 木下 尊雅

	第1章 計画の基本的な考え方	1
	1 背景	1
	2 目的	1
	3 計画期間	2
	4 計画策定の体制	2
	5 「文化芸術」の範囲	2
	6 計画の位置づけ	3
	第2章 那珂川市の特徴	4
	1 那珂川市の概要	4
	2 那珂川市の文化芸術の概要	4
	3 文化芸術と関連する分野の取り組み	8
	4 本市の特徴から見えてくる文化芸術の可能性	10
	第3章 計画の構成	13
	1 基本理念	13
	2 基本方針	14
	3 基本施策	14
	第4章 施策の展開	15
	1 「ひろげる」ために	15
	基本施策1 文化芸術を身近で気軽に感じるための機会の充実	15
	基本施策2 こどもたちが文化芸術を楽しむ機会の充実	16
	2 「ささえる」ために	16
	基本施策1 文化芸術活動の担い手育成・支援	16
	基本施策2 文化芸術活動環境の充実	17
	3 「つなぐ」ために	18
	基本施策1 地域の魅力的な文化の継承	18
	基本施策2 文化芸術と関連する分野との連携	19
	第5章 計画の推進	20
	1 推進体制	20
	2 推進スケジュール	21
	3 進捗管理・評価	22
	資料編	23
	1 各種意識調査	23
	2 ワークショップ	31
	3 審議の経過	34
	4 審議会委員	35
	5 那珂川市文化芸術推進審議会設置条例	36



第1章 計画の基本的な考え方

文化芸術推進計画を策定する必要性を説明します。

1 背景

●本市の文化芸術施策の状況

本市のまちづくりの最上位計画である「那珂川市総合計画」では、「郷土の歴史や文化に触れる機会を充実させ、ふるさとに対する愛着や誇りを育むこと」を目指す方向性として掲げ、「文化・芸術活動に関わることができる環境を整備し、歴史遺産を守り伝える地域づくりに取り組む」ことを施策の展開方針としています。これまでも市内の芸術家による展覧会や、複合文化施設「ミリカローデン那珂川」(2章P7「文化芸術活動ができる施設の例」参照)で開催される那珂川市民文化祭等、本市を活動拠点としている文化芸術団体や芸術家等によって文化芸術に触れる機会が提供されてきました。また、ミリカローデン那珂川ではリニューアル改修工事が行われており、施設を活用した様々な活動が広がっていくことを目指しています。

●国の動き

国は、平成29(2017)年6月に「文化芸術振興基本法」を改正し、名称を「文化芸術基本法」(以下「法」と表記。)に改めるとともに、これまでの文化芸術政策を更に充実させつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野と関連した施策を盛り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承や発展、創造に活用することとしました。

2 目的

市民生活をより豊かにするため、全ての市民が生涯を通して文化芸術に触れる機会を創出し、享受できる環境を充実させることが必要です。これまで以上に本市の文化芸術を推進していくためには、市民と一緒に文化芸術に触れる機会をつくっていく必要があります。そのため、本市におけるこれからの文化芸術施策の役割を明確化し、本市の特性を活かした文化芸術施策の推進を目指し、「那珂川市文化芸術推進計画」を策定します。

3 計画期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。ただし、計画の推進状況を踏まえ、中間年度である令和10(2028)年度を目安に必要な見直しを行います。

4 計画策定の体制

本計画は、学識経験者、市内文化芸術関係団体等の代表者及び公募市民により構成する「那珂川市文化芸術推進審議会」において計画の方向性や取り組み等、計画全般にわたる検討・審議を行い、策定しました。(資料編P34「3 審議の経過」参照)

5 「文化芸術」の範囲

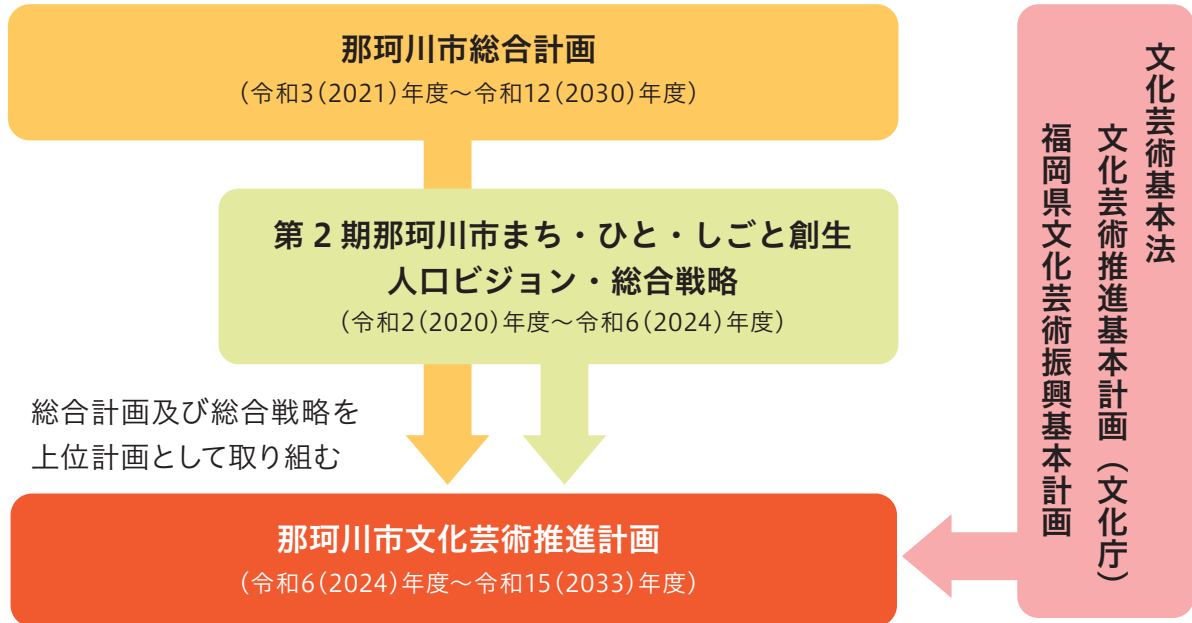
本計画における「文化芸術」の範囲は、法に例示された分野及び国が策定している「文化芸術推進基本計画」(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度)並びに「福岡県文化芸術振興基本計画」(令和3(2021)年度から令和7(2025)年度)を踏まえ、下表に示した分野を対象とします。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
民俗芸能	神楽等地域の人々によって行われる民俗的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能・民俗芸能を除く)
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物、レコード等
伝統工芸	先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸
文化財等	有形及び無形の文化財※

※文化財については、「那珂川町文化財保存整備基本計画」(平成15(2003)年1月)、「那珂川町文化財散策ルート整備基本計画」(平成19(2007)年2月)、「国史跡安徳大塚古墳保存活用計画」(平成30(2018)年3月)、「国史跡安徳台遺跡保存活用計画」(令和4(2022)年3月)等により活用に関する考え方が示されていることから、本計画では「文化財と情報発信、他分野との連携」について取り扱うこととします。

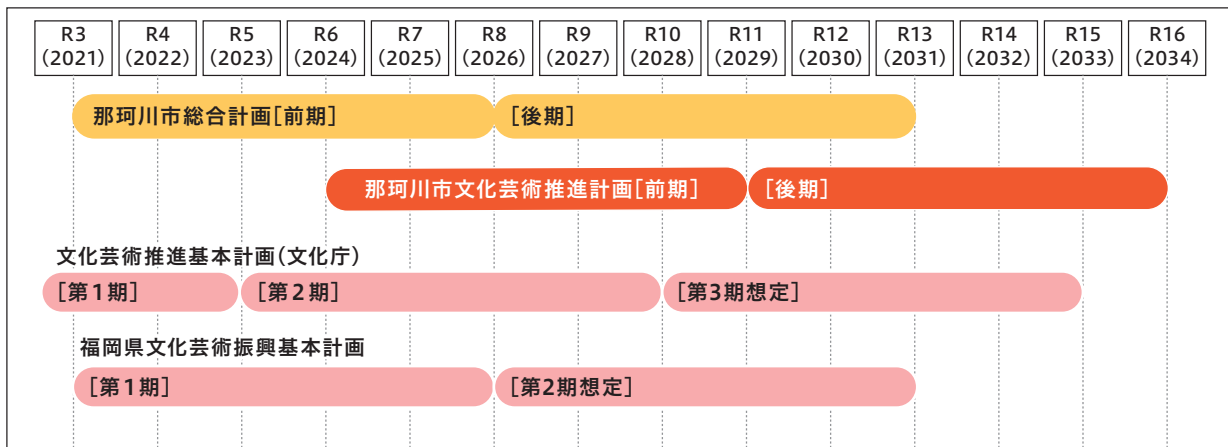
6 計画の位置づけ

本市の総合計画及び総合戦略を上位計画として、市の各種計画と連携しながら、また、国や県の法・計画とも整合性を図りながら、本計画を進めていきます。



[参考]

那珂川市文化芸術推進計画と那珂川市総合計画、国・県の計画年度





第2章 那珂川市の特徴

本市の特徴を紹介し、文化芸術の可能性を探ります。

1 那珂川市の概要

本市は、福岡県西部に位置し、東は春日市、大野城市、筑紫野市に、北と西は福岡市に、南は佐賀県に接しています。地形は南北に長い楕円形で、南北14.5km、東西6.2km、総面積74.95km²です。

南部の脊振山に源を発する那珂川の流域を中心に、市域の7割を山林が占め、豊かな自然が形成されています。恵まれた自然環境や、政令指定都市福岡市の都心から至近距離にあることに加え、北部の平野部における大規模な土地区画整理事業やJR博多南線開業を機に人口が増加し、平成30(2018)年10月1日には単独市制施行を達成しました。

豊かな自然の中で古くから育まれてきた文化や歴史が多くあるだけでなく、未来を見据えて本市の魅力を高めるための新しい試みにも積極的に取り組んでいます。



2 那珂川市の文化芸術の概要

豊かな自然の中で育まれてきた、本市の文化や歴史の一例を紹介します。

●文化芸術活動の例

市民文化祭



40年以上もの長い間続いている本市のイベントの一つで、毎年11月に2日間にわたり開催されています。市民や市内を拠点に活動する人に参加を呼び掛けており、当日は書や絵画、工芸品等が数多く出展され、舞踊や音楽等の舞台発表も実施されています。

五月の祭典



毎年、5月に開催される、那珂川市文化協会(P6「文化芸術活動を支える主な団体」参照)会員の日頃の活動成果の発表会です。昭和63(1988)年の同協会創立当初から続く会員の1年間の創作活動の総仕上げともいえる発表会で、作品展示や舞台発表、バザー等が実施されています。

竹の里フェスタ



地域の竹林整備や竹の有効活用をしている団体等が集まって企画された、竹文化の魅力を発信するためのイベントで、平成17(2005)年に始まりました。竹林整備で発生した竹を有効活用した竹楽器のコンサートや、竹にまつわる商品の販売・展示等を行っています。

さくたのうなで 裂田溝 ライトアップ



「裂田溝」を地域の財産として共有し後世に伝えるため、平成22(2010)年に始まったイベントで、毎年11月に開催されています。裂田溝沿いの約1.5kmを紙や竹等の灯籠でライトアップしており、灯籠作成は地元の人たちや子どもたちとも協力して行っています。

芸術家の活動

本市出身の芸術家や市内を活動拠点として活躍される芸術家が多数います。市における文化芸術活動を市内外に広げるきっかけとなっています。特に自然豊かな南畑地域では、工房やアトリエも多く、自身の活動だけでなく南畑美術散歩(P8「文化芸術と関連する分野の取り組み」参照)等の文化芸術を活かした活動を通して、地域との交流につなげている芸術家もいます。

● 歴史資源の例

さくたのうなで 裂田溝



『日本書紀』に記載がある歴史的価値の高い人工用水路で、疎水百選[※]や日本遺産[※]「西の都」の構成文化財にも選ばれています。現在も農業用水路として市内の広範囲の水田を潤す等、地域の人たちの生活に欠かせない大切な水路です。

※疎水百選とは、日本の農業を支えてきた代表的な用水について、農業・地域振興への効果だけでなく、地域の歴史・文化や環境・景観などの保全の大切さを次世代に伝え、維持することを目的に、農林水産省と疎水百選実施事務局が合同で平成18(2006)年に決定したものです。

※日本遺産とは、文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定する、文化遺産保護制度の一つです。

いわとかぐら 岩戸神楽



本市山田地区にある伏見神社に奉納されている神楽で、明治時代に地元の人たちが「珍楽社」という神楽座を構成し、今日に受け継がれています。昭和29(1954)年には、福岡県無形民俗文化財に指定されました。伝統を守りつつ、地区外の人や女性の参加を受け入れる等、形を変えながらも地域の人たちによって大切に受け継がれています。

あんとかだいせき 安徳台遺跡



約9万年前の阿蘇の火砕流によって造られた標高60m、広さ約10万㎡の台地の上に営まれており、弥生時代から室町時代までの遺跡が眠っています。特に弥生時代の墳墓からは「甕棺」とともに、権力を象徴する貴重な遺物が出土し、平成31(2019)年2月に国史跡に指定されています。

あんとくおおつかごふん
安徳大塚古墳



4世紀後半頃(古墳時代前期)につくられた前方後円墳で、古墳の規模は、全長64m、前と後ろにある濠も含めると81mほどの大きさです。均整の取れた墳形を残しているだけでなく、福岡の古墳文化を考える上でも価値が高く重要なものであることから、平成28(2016)年3月に国史跡に指定されています。

●文化芸術活動を支える主な団体

那珂川市文化協会

昭和63(1988)年に発足し、35年以上活動を続ける団体で、令和5(2023)年4月現在の加盟団体数は69団体、会員数は1,072人です。各加盟団体の育成のため、会員の1年間の文化芸術活動の総仕上げとなる発表会「五月の祭典」を開催したり、会員の健康増進につながる講座や加盟団体相互の交流事業を実施する等、精力的に活動しています。

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団

前身はミリカローデン那珂川の開館に伴い、同施設の管理・運營業務を行うため、平成6(1994)年に設立された財団法人那珂川町教育文化振興公社で、平成23(2011)年7月に公益財団法人に移行しました。ミリカローデン那珂川の運営を通して、「豊かな文化と感性に溢れる人づくりや文化の薫るまちづくりの推進に寄与すること」を目的に、文化芸術分野における中間支援組織*として活動しています。

*中間支援組織とは、行政と地域の間にとって、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことで、主な役割は、資源(人、モノ、カネ、情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク推進等です。

●文化芸術活動ができる施設の例

文化芸術活動ができる施設の一例を紹介します。例に挙げた公共施設以外でも、文化芸術を活用した取り組みやイベントがたくさん行われています。

市立公民館(中央公民館・東地区公民館・北地区公民館・南地区公民館)



市内には4つの市立公民館が設置されており、サークル活動をする市民をはじめとする社会教育団体等の文化芸術活動の場として市民に定着しています。特に中央公民館は、陶芸窯があるのが特徴的です。

◀中央公民館

中ノ島公園



本市南部の那珂川上流に自然にできた中州をそのまま活かした公園で、四季折々の楽しみ方ができます。公園内には、市内の物産を集めた生産物直売所「かわせみの里」や、イベントや講座の会場としての利用も可能なレンタルスペース「四季彩館」もあり、自然環境を活かした文化芸術活動が展開されています。

博多南駅前ビル(愛称:ナカイチ)



JR博多南駅に直結する施設で、本市の交通の発着と情報やカルチャーの発信拠点です。レンタルスペースやシェアオフィスのほか、カフェや屋上庭園等、新幹線等の公共交通を利用する人以外も気軽に立ち寄れる場所です。働く世代の往来が多い場所のため、子育て世代や若い世代の市民が施設を活用して文化芸術活動をしている姿が多く見られます。

ミリカローデン那珂川



Photograph: Kyoko Omori | 大森今日子

平成6(1994)年に開館した複合文化施設で、文化会館、生涯学習センター、図書館、松口月城記念館※、屋内プール等で構成されており、本市の文化芸術振興の拠点施設です。講演会やコンサートをはじめ、ミリカローデン那珂川が主催するサークルや地域の文化芸術団体の活動等、様々な文化芸術活動が行われています。平成18(2006)年から指定管理者制度を導入しました。現在、屋内プール以外は公益財団法人那珂川市教育文化振興財団が施設の管理・運営をしています。

※松口月城(まつぐち げつじょう)氏は、明治20(1887)年に現在の那珂川市今光に生まれました。当時最若年で医師の資格を取得し、開業医として地域医療に貢献しただけでなく、漢詩や南画に秀で、吟詠漢詩界の至宝として生涯で1万数千首にも及ぶ漢詩を作っています。松口月城記念館には、その貴重な資料や書画等が多数展示されています。

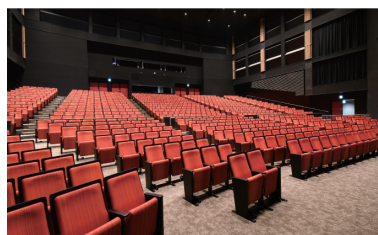
PICK UP /

変化を続ける「ミリカローデン那珂川」

ミリカローデン那珂川は、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間をかけて、大規模な改修工事を行っています。工事は、文化ホール・エントランスホール、外壁、図書館、生涯学習センターの順に進めており、利用者は年々変わりゆく施設の姿を体感することができます。この工事は、単なる建物の改修工事にとどまらず、市の発展とともに成長していける文化芸術の発信拠点を目指すべく、「ミリカプラス(+)-成長する文化施設へ」をコンセプトとした「ミリカローデン那珂川リニューアル事業」として、文化芸術を楽しんだ後に施設で仲間とくつろぐ等、より市民にとって身近な場所(第三の居場所)となることを目指して始まりました。ミリカローデン那珂川は、本市の文化芸術振興の拠点として、また、本計画推進のための拠点施設として、市民をはじめとする多くの利用者が文化芸術の可能性を体感できる場を目指していきます。



エントランスホール



文化ホール



図書館(イメージパス)

3 文化芸術と関連する分野の取り組み

文化芸術と他の分野との有機的な連携を考える前段として、本市における近年の特徴的な取り組みの一例を紹介します。

●本市における各分野の取り組みの例

地域活性化 ⇄ 文化芸術 南畑美術散歩



本市南部の中山間地域である南畑地域では過疎化が課題となっていますが、一方で豊かな自然環境に惹かれてたくさんの芸術家が移り住み、工房やアトリエを開いて活動しています。アートを通じて南畑地域の魅力をもっと知ってもらうためにスタートしました。普段は一般開放をしていない工房等も特別開放され、自由に巡ることができるイベントで、芸術家と地域の人と一緒に考えて作り上げています。

自然 ⇄ 観光 五ヶ山水源公園(愛称:五ヶ山クロス)



五ヶ山ダムとその周辺地域に点在するアウトドアフィールドの総称で、キャッチフレーズは「福岡都市圏から最も近いアーバンアウトドア*の聖地」です。「ダム」や「山間部」を、「自然を活かした観光地」として生まれ変わらせています。

※アーバンアウトドアとは、都会で生活をしながら自然を楽しむことです。

自然 ⇄ 観光・まちづくり 福岡市早良区・福岡市子ども未来局・佐賀県吉野ヶ里町・那珂川市の4者連携協定(通称:脊振ボーダレスプロジェクト)



「脊振山系」という豊かな自然環境を有する4者が、それぞれの地域資源や特性を活かした取り組みについて相互の情報発信や情報共有を行い、連携・協力して取り組みを実施する等、脊振山系エリアを中心とした地域活性化を目指しています。

子ども ⇄ 福祉 那珂川市こどもの権利条例

福岡県内で6自治体目の制定で、本市では「那珂川市まちづくり住民参画条例」に基づく住民政策提案から制定に至った条例です。本市において住民政策提案がされたのは、この条例が初であることや、子どもとの対等なコミュニケーションの重要性に触れた内容であることが特徴です。

情報化社会 ⇄ 教育 学校ICT教育

1人1台のタブレット端末や、各学校に整備したプロジェクター、スクリーン等のICT機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、「那珂川市ICT教育推進計画」に基づき、「那珂川スタンダード」とICTの効果的な活用のベストミックス*により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、豊かな未来を創り出す、こどもの育成を図っています。

※ベストミックスとは、学校教育分野においては、学習活動の充実や授業の改善により教師・児童生徒の力を最大限に引き出すため、これまでの教育実践(アナログ)と最先端のICT(デジタル)を最適なバランスで組み合わせることを指します。

産業 ⇄ 教育 **なかがわのふるさとつみき**

那珂川市産のヒノキでつくった積み木で、誕生祝い品として配布しているほか、ふるさと納税の返礼品としても活用しています。山林が7割を占める本市において、林業の振興だけでなく、大切な森林資源を子どもたちに知ってもらい、受け継いでもらうための木育事業の一環でもあります。

高齢者 ⇄ 福祉 **南畑地区の移動販売車運行**

高齢者保健事業・介護保険事業における日常生活圏域ごとに住民同士の「互助」の活動を推進するための場を設置し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めており、その一環で生まれた取り組みです。地域住民の困り事(生活課題)の解決に向けて、住民同士の新たな支え合いの仕組みとして実施されています。

行政施策は、法令で決められたものや市の課題への対応以外にも、市の魅力を高められる分野に力を注ぐための施策等、その目的は様々です。このような施策と文化芸術をつなぐことで、その分野だけでは見えなかったものを発見し、新しい視点や価値観でまちの課題や魅力と向き合うことが期待できます。

コラム
Column

那珂川の「食」の可能性を考えてみよう

生活文化に分類されている食文化(第1章P2「5」文化芸術」の範囲」参照)ですが、その土地の魅力を語る際に、必ずと言っていいくらい話題に上がるのは「食」ではないでしょうか。地域限定の食材を使ったもの、独自の調理や加工法を取り入れたもの等、「食」は暮らしの中で育まれた身近なものであり、私たちの生活とは切っても切り離せないものです。また、「食」は様々なヒト・モノ・コトと結びつき、たくさんの人を惹きつける魅力がひろがる可能性が秘められています。

●かしわご飯

本市の「かしわご飯」の作り方は、炊き込まず、煮込んだ具材を混ぜ込むのが特徴で、同じ市内でも地域によって少しずつ味や具材が異なります。市の大きなイベントでは、婦人会等の地元の団体が必ずと言っていいほど販売しており、人気商品となっています。



●やまもも

「やまもも」は「那珂川市の木」に指定されており、初夏になると甘酸っぱい赤い実をつけます。保存が難しく市場に出回ることには少ない食材ですが、中ノ島公園では、やまももの実を使用したジャムやソフトクリーム等を販売しています。



4 本市の特徴から見えてくる文化芸術の可能性

文化芸術に関する市民等の意識や行動について現状を把握し、施策検討に活用するため、次のような調査を実施しました。(調査結果は資料編P23「①各種意識調査」参照)

●各種調査の概要

市民意識調査	
調査対象	市内在住の18歳以上の市民3,000人(男:1,500人、女:1,500人)
調査方法	(1)郵送配布、郵送回収 (2)ウェブアンケートによる回収
調査期間	令和4(2022)年12月22日～令和5(2023)年1月11日
回収件数等	全回答798件、回答率26.6%

子ども意識調査	
調査対象	市内7小学校5年生の児童、市内3中学校2年生の生徒、福岡女子商業高等学校2年生の生徒
調査方法	ウェブアンケートによる回収
調査期間	令和5(2023)年2月13日～24日
回収件数等	全回答951人(小学校471人、中学校413人、高校65人、不明2人)

ミリカローデン那珂川利用者意識調査	
調査対象	ミリカサークルの会員、文化ホール鑑賞事業来場者、エントランス利用者、貸館利用者
調査方法	(1)紙媒体アンケートによる回収 (2)ウェブアンケートによる回収
調査期間	令和5(2023)年2月24日～3月23日
回収件数等	全体257件(文化ホール鑑賞事業来場者56件、エントランス利用者11件、生涯学習センターの利用者及びミリカサークルの会員164件、イベント参加者26件)

ヒアリング調査	
調査対象	市内の文化芸術団体11団体、中間支援団体4団体、文化芸術と関わりのある団体3団体 ※本計画の策定に際し、継続的にヒアリングを行ったミリカローデン那珂川指定管理者を含む
調査方法	個別ヒアリング又はグループヒアリング(時間は各1時間程度)
調査期間	令和5(2023)年1月～2月

ワークショップ	
対象	市内在住の人、市の文化芸術に興味のある人
内容	「10年後、文化芸術を通してどんなまちになったら良いか」
日時	①令和5(2023)年9月21日19時～21時 ②令和5(2023)年9月26日19時～21時 ※①②で実施内容は異なるため、原則2回とも参加が要件
会場	ミリカローデン那珂川 研修室1
参加者	①20人 ②15人

●本市文化芸術施策の今後の展開

文化芸術は、実践や鑑賞を通じて、人々に楽しみや喜び、生きがいを与え、心を豊かにするとともに、市民一人一人の活力を生み出します。また、文化芸術を通じて多様な文化や価値観を尊重し合い、相互理解を深め、つながりが生まれるきっかけをつくります。

そのような誰にとっても関わりのある文化芸術について、本市の特徴や各種調査結果を踏まえ、次のとおり課題を整理し、今後の展開を考察しました。

●市民が文化芸術と触れる機会をさらにひろげる

🔍 特徴・調査結果

- 文化芸術活動の実践や鑑賞の場所は、公共施設だけでも複数あります。
- 市民意識調査において、文化芸術活動を実践した人の割合は「文化に関する世論調査」(令和3(2021)年度文化庁実施)の割合よりも高くなっていました。
- 市民意識調査において、実践や鑑賞の機会に関する満足度に関し、施設の数や交通利便性等他の項目と比較すると「わからない」の回答割合が高い結果となりました。
- 市民意識調査、ヒアリング調査、ワークショップにおいて共通して、こどもたちと文化芸術のつながりに関する意見が多く挙がりました。

🗨️ 考察

- 実践機会だけでなく鑑賞機会も含めて充実させていくため、市民にとって身近な場所で文化芸術の体験・鑑賞の場を増やし、気軽に文化芸術に触れる機会を生み出していくことが大切です。
- 市内各地で多彩な文化芸術に触れる機会があることを効果的に発信し、文化芸術への関心を高めるきっかけをつくることが大切です。
- 本市での文化芸術の経験がこどもたちの将来のよりどころの一つとなるよう、こどもたちにとって文化芸術が身近にある環境を整えていくことが大切です。

●市民の主体的な文化芸術活動をささえる

🔍 特徴・調査結果

- 市民の主体的な文化芸術活動は、個人のほか、那珂川市文化協会に所属する各文化芸術団体や、ミリカローデン那珂川主催のサークル等で取り組まれています。
- 本市には文化芸術を通じ、人々が出会い、交流し、その活動の輪を広げていくことのできる拠点となる施設が数多くあります。一方で、ヒアリング調査やワークショップでは、活動・鑑賞できる場所に限りがあるという意見が聞かれました。
- ヒアリング調査から、会員の減少や高齢化による活動継続の課題が見えてきました。

🗨️ 考察

- 文化芸術活動の継続や充実のために、様々な視点で文化芸術活動の担い手を育成していくことが大切です。
- 文化芸術活動の継続や充実のために、文化芸術活動が行いやすい環境を整えていくことが大切です。

●文化芸術の価値を多様な分野につなげる

🔍 特徴・調査結果

- 本市では、観光やまちづくり、福祉、教育、産業等、文化芸術と関連のある分野でも多様な施策を展開していますが、文化芸術との有機的な連携には至っていません。
- ヒアリング調査やワークショップでは、他の団体等のことを知ることが、自身の活動の可能性を探るきっかけになるのでは、といった意見が聞かれました。
- 市民意識調査をはじめとする各種調査の結果から、本市の歴史文化や生活文化を次代に継承していきたいと考えている市民が多くいることがわかりました。

📌 考察

- 本市への親しみや愛着の形成につなげられるよう、**本市ならではの文化芸術を次代に継承していくことが大切です。**
- 個々の文化芸術活動がより充実したものになるよう、**他の団体等との交流や意見交換を行っていくことが大切です。**
- 多様な価値観が尊重されるまちとなるよう、**文化芸術が示す様々な価値を文化芸術と関連のある分野とつなぎ、施策をより深いものにしていくことが大切です。**

コラム
Column

ワークショップで見えてきたもの

ワークショップの参加者は、年齢も社会的立場も様々でした。最初はぎこちない空気でしたが、「自分が大切にしたいもの」を語り合うことで、次第に場がほぐれていきました。周りの人の話を聞きながら、様々な気づきを得て、そこから更に自身の未来のイメージが膨らみ、終盤にはキラキラと目を輝かせ、未来や夢を熱く語っている姿がありました。「文化に関する世論調査－ウェルビーイングと文化芸術活動の関連－」(令和3(2021)年度、文化庁地域文化創生本部実施)において、文化芸術に触れることが、一部の人のみならず、様々な人々の生きがいやつながりと一定の関係があることについて考察されています。ワークショップを通して改めて、本市の文化芸術に対して熱意のある市民がたくさんいらっしゃるだけでなく、文化芸術が持つ可能性を感じることができました。





第3章 計画の構成

本市が文化芸術で目指す基本理念や基本方針を説明します。

1 基本理念

法によると、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの」であり、「文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味」を持つものとされています。

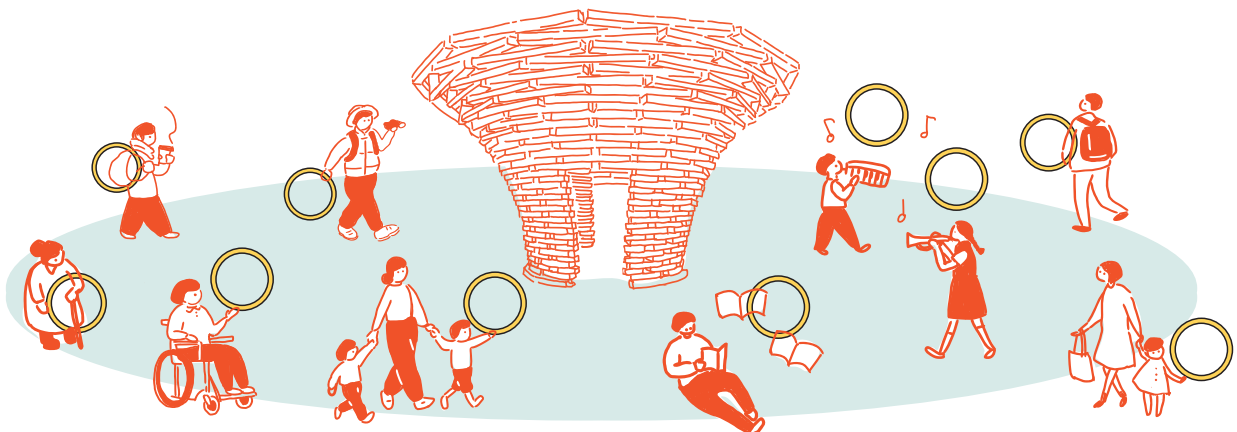
本市の文化芸術活動は、那珂川が育んだ豊かな自然や歴史の上で、市民によって生き活きと展開されています。市民へのアンケートや各種団体へのヒアリング等、様々な方法で市の文化芸術の現状を調査してきましたが、文化芸術が身近にあることを期待する意見が共通して多く、「文化芸術の良さを知ってほしい」「那珂川の良さ・すごさをこどもたちに伝えたい」等の声も聞かれました。そこには、「自分が大切にしているものを知ってほしい」「文化芸術と関わることで自分の居場所ができた」等の理由がありました。

文化芸術は、特定の人たちだけのものではありません。日常の何気ないモノ・コトが、文化芸術と称されることもあります。文化芸術と関わる人との対話を通じて、当たり前のことへの「新しい気づき」が生まれることもあります。文化芸術をきっかけに、多様な人が集まり、出会うことで「新しいつながり」ができることもあります。このように、文化芸術とは様々な可能性を持っています。

那珂川で文化芸術を、創作する・鑑賞する・発表する・感想を共有する。文化芸術で、出会う・発見する・活動を後押しする・考える・受け継ぐ。文化芸術の可能性は様々です。本市で展開される文化芸術が、市民一人一人にとってかけがえのない「よりどころ」となり、誰もが自分らしくいられる心豊かな社会が形成されるよう、本計画の基本理念を次のように定め、必要な施策を推進していきます。

那珂川で〇〇しよう！

～文化芸術は一人一人の“よりどころ”～



2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針 1 ひろげる 『市民が文化芸術と触れる機会をひろげる』

全ての市民に文化芸術と触れる機会を提供するため、年齢、障がいの有無、経済的な状況や居住する地域等に関係なく、身近な場所で気軽に文化芸術を体験・鑑賞できる機会を広げていきます。特に子どもたちには、その置かれている個々の環境に関係なく、多様な文化芸術に触れることができる機会を広げていきます。

基本方針 2 ささえる 『市民の主体的な文化芸術活動をささえる』

文化芸術活動の継続や充実のために、市内で文化芸術活動をする人や今後市内で文化芸術活動をしたい人への支援、文化芸術活動を支援する人材の育成等を行います。また、市民の主体的な文化芸術活動を支えていくため、文化芸術活動が行いやすい環境を整えていきます。

基本方針 3 つなぐ 『那珂川の文化芸術を多様なヒト・モノ・コトとつなぐ』

本市の文化財や民俗芸能等古くからある文化芸術のほか、新たに根付いた文化等、本市ならではの文化芸術を次代に継承していきます。また、個々の文化芸術活動だけでなく、文化芸術施策も充実したものになるよう、文化芸術分野に限らず交流・連携等を行い、多様な視点で文化芸術と市内外の人、団体、事業等をつないでいきます。

3 基本施策

基本理念・基本方針に基づき、次のような基本施策を実施していきます。

ひろげる ために

- 基本施策 1 文化芸術を身近で気軽に感じるための機会の充実
- 基本施策 2 子どもたちが文化芸術を楽しむ機会の充実

ささえる ために

- 基本施策 1 文化芸術活動の担い手育成・支援
- 基本施策 2 文化芸術活動環境の充実

つなぐ ために

- 基本施策 1 地域の魅力的な文化の継承
- 基本施策 2 文化芸術と関連する分野との連携





第4章 施策の展開

本市の文化芸術の未来に向けて、現状と課題を踏まえ、今後の取り組みについて説明します。

1 ひろげる ために

基本施策 1 文化芸術を身近で気軽に感じるための機会の充実

市内の公共施設では、それぞれの施設の特徴を活かした様々な文化芸術事業が実施されています。また、多くの市民・文化芸術団体等も、日ごろから創意工夫を凝らした文化芸術活動に取り組んでおり、市民文化祭等で発表を行っています。

一方で、市民意識調査では「文化芸術に親しむ機会の拡充」を求める声が多くありました。そのため、市内各地で多彩な文化芸術に触れる機会があることを、多くの市民に発信していく必要があります。また、過去1年間の文化芸術の実践活動の経験について、「ある」と答えた人が約15%だったことから、文化芸術の裾野を広げていくには、気軽に参加できるように文化芸術事業の工夫を行うことが大切です。

また、交通手段や時間の問題以外にも、様々な理由で公共施設に行くこと自体が困難な人もいます。市内の様々な場所で文化芸術の体験・鑑賞の場を増やし、誰もが気軽に文化芸術に触れる機会を生み出していくことは、文化芸術の価値を広げていくためにも大切なことです。

現状と課題

【既存事業の継続、更新】

●文化芸術事業の効果的な情報集約・発信

市内公共施設において実施される文化芸術事業について、情報の集約を図るとともに、多くの市民に対して、紙媒体やインターネット、SNS*等、様々な人たちに届く情報媒体で発信します。

●市民が気軽に参加しやすい文化芸術事業の工夫

市内公共施設で実施される文化芸術事業について、より気軽に文化芸術に触れるきっかけとなるように、1日体験の場や美術作品巡りマップ作成・配布等の工夫を行います。

【新規事業案】

●社会福祉施設、高齢者や障がい者団体等に対する文化芸術活動に関する調査の実施

高齢者施設等の社会福祉施設を利用している人や障がいがある人等の文化芸術との関わり方を調査し、文化芸術施策の充実のために活用します。

●公共施設・社会福祉施設等でのアウトリーチ*事業の実施

文化芸術をより身近に感じ、関心を持ってもらうため、最寄りの公共施設や社会福祉施設等へ文化芸術を届ける取り組みを文化芸術団体等と連携して行います。

●多様な視点での文化芸術事業の実施

誰もが一緒に同じ時間を共有し、継続して文化芸術を楽しめるよう、障がいがある人や高齢者等様々な市民に企画段階から参画いただき、多様な視点を持った文化芸術事業を実施していきます。

取り組みの例

*SNSとは、Social Networking Serviceの略。友達等と繋がって、文章や写真、動画等で自分を表現したり、コミュニケーションするサービスのことです。

*アウトリーチとは、劇場や美術館等が館外で行う文化芸術活動。自ら劇場等に向くことが困難な人々に対し、文化芸術を届けることを目的として、出張コンサートやイベント等を行うことです。

基本施策 2 ともたちが文化芸術を楽しむ機会の充実

現状と課題

市民意識調査やヒアリング調査、ワークショップを通じて、「ともたちが文化芸術に親しむ機会を充実させる必要があるのでは」という意見が数多く出されました。一方、子ども意識調査においては、鑑賞、参加・体験・活動しない理由として「機会がない(少ない)」という回答が、対象者全世代を通じて最も多い結果となりました。

ともたちが置かれている個々の環境に左右されず、多様な文化芸術と触れ、楽しむことができる機会を充実させるためには、ともたちが日常を過ごす場所での文化芸術事業を丁寧に作り上げていく必要があります。

取り組みの例

【既存事業の継続、更新】

● とも向け文化芸術事業の実施

市内公共施設で実施されているとも向けの文化芸術事業について、ともたちの興味関心や参加しやすさ等を検討し、見直しを行いながら継続して実施します。

【新規事業案】

● 教育・保育機関におけるニーズ調査

幼稚園や保育所(園)での活動、学校の授業や課外学習、部活動等、現場の状況を調査し、ともたちの文化芸術の実践・鑑賞環境の充実のために活用します。

● 芸術家・文化芸術団体等がともたちに文化芸術活動を届ける仕組みづくり

ともたちの文化芸術活動を地域でも展開するため、その受け皿となり得る芸術家や文化芸術団体等と協議を行いながら、文化芸術事業を計画し、実施します。

● ともたちと一緒に文化芸術事業を企画・運営する仕組みづくり

ともたちが実践・鑑賞したいと思えるイベント等の文化芸術事業を、ともたちが文化芸術団体等と一緒に企画・運営していくための仕組みづくりを行います。

2 ささえる ために

基本施策 1 文化芸術活動の担い手育成・支援

現状と課題

市内の文化芸術団体等は、日々生き生きと文化芸術を楽しんで活動をされていますが、ヒアリング調査の中では、高齢化による担い手不足も課題として挙げられました。

一方ミリカローデン那珂川では、文化芸術活動の担い手の育成や、文化芸術事業のボランティア登録等を行っています。文化芸術活動を継続していくためには、活動する人たちだけでなく、ボランティア等文化芸術活動を支える人たちの存在も大切です。文化芸術活動をしている人だけでなくボランティア等も含めて「文化芸術活動の担い手」と考え、支えていく必要があります。

【既存事業の継続、更新】**●那珂川市文化協会や加盟団体の活動支援・情報発信**

那珂川市文化協会は、加入する文化芸術団体の育成や会員相互の交流事業等に取り組んでいます。本市の文化芸術活動を更に充実させていくためにも、文化芸術団体を支える同協会の活動を支援し、活動内容の情報発信を同協会と市で連携して行います。

●文化芸術を通して市民と地域を繋げるための人材育成

文化芸術の価値を効果的に市民や文化芸術団体も含む各種団体、地域等に波及させていくために、文化芸術分野における専門性の高い人材の育成に取り組めます。

●文化芸術のボランティア活動に関わる人の育成と活躍の場の確保

文化芸術のボランティア活動に関わる人を育成します。また、事業運営における活動の場を設ける等、ボランティアの活躍の場を確保します。

【新規事業案】**●文化芸術団体等の交流の場の設定**

意見交換の場づくりや、文化芸術団体同士の合同企画の場づくりに取り組むことで、文化芸術団体等の交流・連携を促進します。

基本施策 2 文化芸術活動環境の充実

文化芸術活動をする上で、活動場所への移動手段が制限されたり、利用可能な施設が限られたりすると、活動が制約される可能性があります。市民の声からも、活動できる施設の不足や、施設によっては特定の時期に利用希望者が集中しているということのほか、どの施設をどのように利用できるのかが分からない等、文化芸術活動を行う場所やその情報に関する課題が見えてきました。

【既存事業の継続、更新】**●公共施設に関する情報の発信**

市民や文化芸術団体等が利用する各公共施設について、用途の周知や、利用が多い時期の発信等、利用者が必要とする情報を発信する等、施設利用の工夫に取り組めます。

【新規事業案】**●市内の文化芸術団体等に関する情報の収集・発信**

本市で活動する文化芸術団体等の紹介や活動内容、成果発表等の情報について、市民が気軽にアクセスできるよう、紙媒体やインターネット、SNS等、多様な情報媒体で発信します。

●公共施設以外の場で文化芸術活動ができる場所の調査等

日常生活において、文化芸術に触れる機会が多く存在していることが大切であることから、公共施設以外の場でも文化芸術活動に取り組めるよう、実態把握等の調査研究から進めていきます。

●施設利用について相談できる場所の設置

実践活動の場として、公共施設や公共施設以外における施設利用について、相談できる窓口設置に向け検討を進めます。

3 つなぐ ために

基本施策 1 地域の魅力的な文化の継承

現状と課題

市民意識調査において、まち歩きや歴史講座等の歴史的建造物・文化財に関する活動を「今後実践したい」と答えた人は20.1%でした。本市には、歴史的価値が高い史跡や民俗芸能等が数多くあり、その価値に魅了されたファンは市内・市外を問わず多く存在します。また、昔からこの土地で育まれてきた文化以外にも、「まち活UPなかがわ※」等の活動をきっかけに、市民の元気な文化芸術活動が続々と生まれてきています。

一方で、ワークショップの中では、市内の史跡や民俗芸能等について「初めて知った」という声も聞かれました。本市ならではの文化芸術を残し続けるためには、その価値を伝え継承していくための手法を工夫していくことが今後の課題となってきます。

取り組みの例

【既存事業の継続、更新】

●小中学校における地域の文化芸術体験事業の実施

本市の民俗芸能である岩戸神楽について、広く市内の小学校で神楽学習が行われています。岩戸神楽のように地域を中心に継承されている文化芸術の体験等を全市で取り組むことで、本市の地域の文化芸術に関心を持つこどもたちを育てていきます。

●歴史を感じられる体験活動の実施

本市では歴史体験学習として、「まが玉づくり」や「古代の草木染め」といった先人の知恵と技術を学ぶとともに、歴史を感じられる体験活動を実施しています。本市には、かしわご飯等の家庭や地域で継承されている生活文化もあり、こうした生活文化を活用した体験活動を今後も実施することで、本市の歴史継承に繋がります。

●本市の文化芸術の魅力を発信するイベントの実施

地域と連携を図りながら、歴史資源や文化資源を活用した竹の里フェスタや裂田溝ライトアップ等のイベントをこれからも充実していくことで、市内外に本市の文化芸術の魅力に係る情報を伝え、次代に本市の文化芸術を継承していきます。

【新規事業案】

●地域の文化芸術に関する情報収集・発信

文化芸術を紹介したガイドブックの発行や、SNSを活用した情報の発信、地域の文化芸術を学ぶ講座の実施等、本市の地域の文化芸術の認知度向上につながる取り組みを実施します。

※まち活UPなかがわとは、将来を見据えて本市の活力を高めていくために、市民一人一人がやりたいこと（まちを良くしたい、という夢や希望）を掘り下げ市民の主体的な活動を生み出すことを主眼に置いた、サポート等の取り組みです。10代の若者から大人まで幅広い世代からの提案を受け付けており、中には「文化芸術を活用してまちを良くしたい」という提案も出てきています。

基本施策 2 文化芸術と関連する分野との連携

市内では、文化芸術を観光やまちづくり等、文化芸術と関連する分野と連携する取り組みが生まれています。例えば南畑地域では「南畑美術散歩」が実施されており、中山間地域である南畑地域の活性化の手法として文化芸術が活用されています。また、博多南駅前ビル(ナカイチ)では、「交通の発着と情報や文化の発信拠点」をテーマに、文化芸術を活かしたまちの活性化の拠点としての活動が行われています。

一方で、市民意識調査では、学校教育、障がい者・高齢者福祉、生涯学習等多岐にわたる分野において、文化芸術との結び付きが強くなることを望まれています。部署や団体等を超えての連携体制が整っていないことが課題となっています。

【既存事業の継続、更新】

●文化芸術以外の分野での文化芸術の活用

南畑美術散歩やナカイチでの活動のように、文化芸術の多様な価値を通じて様々な分野との相乗効果を生み出すため、各分野と連携し、本市の観光、まちづくり、福祉、教育、産業、国際交流等の様々な事業において文化芸術を活用します。

【新規事業案】

●庁内における連携強化

本市文化資源の活用や社会包摂※の考え方推進等について、関係部署と調整・連携しながら施策・事業に取り組むため、定例会議等を設定し、文化芸術分野の連携について協議を行います。

●文化芸術と関連する中間支援団体等との意見交換の実施

庁内における連携だけでなく、社会福祉協議会や商工会等の文化芸術分野と関連する中間支援団体等との連携を進めていくため、文化芸術の価値を共有し各分野の事業に展開していくための意見交換の場をつくれます。

※社会包摂とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方のことです。



第5章 計画の推進

本計画をどのように推進し、進捗管理・事業評価していくかを説明します。

1 推進体制

●市の責務

文化芸術活動の主役は「市民」です。従って、本市は市民の主体性・自主性を十分に尊重しながら、文化芸術施策を推進していきます。また、施策の推進にあたっては、市民、文化芸術団体、芸術家、文化施設、その他文化芸術と関連のある分野の機関等も含めて連携・協力しながら推進していきます。

●本計画における「ミリカローデン那珂川」の役割

ミリカローデン那珂川は、本市の文化芸術振興の拠点として、次のような方向性で事業運営を行っています。

▶基本となる事業運営

- ・文化芸術事業だけでなく、生涯学習事業、図書館事業を行う複合文化施設としての特徴を活かし、それぞれの事業の融合による、更なる文化芸術の可能性を追求する
- ・本市の文化芸術に対する市民の関心を高め、その価値を伝え次代に継承していく
- ・文化芸術を通じて、世代を越えた交流をつくる
- ・文化芸術の視点で、ミリカローデン那珂川を拠点に様々な企画を立案・実践する人材の育成に取り組む

▶ミリカローデン那珂川リニューアル事業のコンセプト(第2章P7「PICK UP」参照)を踏まえて

- ・文化芸術を通じて、多様な背景を持つ市民が仲間を見つけ、色々なアイデアを出し合い、ミリカローデン那珂川の中だけでなく地域に出て活動する等、出会いと活動の連鎖により、一人一人が尊重される場が生まれる仕組みをつくる
- ・リニューアルにより、若い世代の来館が増えていることから、若い世代の自由なアイデアを事業にも活用することで、若い世代が文化芸術に触れることができる機会を広げる
- ・施設の持つ可能性を最大限に発揮し、多様な文化芸術の在り方を追求し、利用者や市民へ提案することで、本市における文化芸術活動の充実・発展に取り組む

▶▶▶さらに本計画を踏まえて

本計画で示す市全体の文化芸術推進の動きを見据えて事業運営をしていき、文化芸術振興拠点としての役割をさらに充実させていきます。文化芸術に触れる機会の充実や文化芸術活動を通して交流ができる場所、文化芸術を身近に感じてもらえる場所となることを目指します。

ミリカローデン那珂川の事業運営の方向性

2 推進スケジュール

新規事業のみ示しています。新規事業については、施策内容の調査・企画・調整を行い、実施できるものから随時スタートさせていき、他の事業の進捗状況により前倒して実施することも検討します。継続事業については、これまでの取り組みに加え、現状と課題、目的を踏まえ、内容について再検討を行った上で、更に充実したものにしていきます。

基本方針 1 ひろげる

[基本施策 1] 文化芸術を身近で気軽に感じるための機会の充実

前期				(中間年度)		後期				取り組みの例(新規事業)
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
調査・企画				調整		計画の見直し 検討		必要に応じて取り組みに反映		
実施										<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設、高齢者や障がい者団体等に対する文化芸術活動に関する調査の実施 ・公共施設・社会福祉施設等でのアウトリーチ事業の実施 ・多様な視点での文化芸術事業の実施

[基本施策 2] こどもたちが文化芸術を楽しむ機会の充実

前期				(中間年度)		後期				取り組みの例(新規事業)
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
調査・企画				調整		計画の見直し 検討		必要に応じて取り組みに反映		
実施										<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育機関におけるニーズ調査 ・芸術家・文化芸術団体等がこどもたちに文化芸術活動を届ける仕組みづくり ・こどもたちと一緒に文化芸術事業を企画・運営する仕組みづくり

基本方針 2 ささえる

[基本施策 1] 文化芸術活動の担い手育成・支援

前期				(中間年度)		後期				取り組みの例(新規事業)
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
企画				調整		計画の見直し 検討		必要に応じて取り組みに反映		
実施										<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体等の交流の場の設定

[基本施策 2] 文化芸術活動環境の充実

前期				(中間年度)		後期				取り組みの例(新規事業)
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
調査・企画				調整		計画の見直し 検討		必要に応じて取り組みに反映		
実施										<ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化芸術団体等に関する情報の収集・発信 ・公共施設以外の場での文化芸術活動ができる場所の調査等 ・施設利用について相談できる場所の設置

基本方針 3

つなぐ

[基本施策 1] 地域の魅力的な文化の継承

前期		（中間年度）				後期					取り組みの例（新規事業）
R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033		
企画		調整		計画の見直し 検討		必要に応じて取り組みに反映					・地域の文化芸術に関する情報収集・発信
実施											

[基本施策 2] 文化芸術と関連する分野との連携

前期		（中間年度）				後期					取り組みの例（新規事業）
R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033		
企画		調整		計画の見直し 検討		必要に応じて取り組みに反映					・庁内における連携強化 ・文化芸術と関連する中間支援団体等との意見 交換の実施
実施											

3 進捗管理・評価

本計画で定めた施策等を効果的に実施し、基本理念の実現に向けて着実に進めていくために、下記のとおり目標指標を定めます。また、「那珂川市文化芸術推進審議会設置条例」に基づき、那珂川市文化芸術推進審議会において、毎年度、施策の効果検証を実施していきます。

[目標指標]

	目標指標	基準値 令和4(2022)年	中間目標値 令和10(2028)年
1	住民意識調査アンケート 文化・芸術活動の充実 満足度	3.05	3.10
2	ミリカローデン那珂川利用者	192,551人	210,000人
3	市民文化祭参加者数	3,840人 (8,800人※)	10,600人
4	こどもや高齢者、社会包摂の考え方に立った事業数	-	6件
5	文化芸術に関する相談件数	-	15件
6	多様な分野との連携事業数	-	6件

※基準年は令和4(2022)年ですが、新型コロナウイルス感染症対策やミリカローデン那珂川リニューアル工事に伴い、使用が制限されている箇所があるため、参考として影響がなかった平成30(2018)年の数値を記載しています。



資料編

本計画の参考資料を掲載します。

1 各種意識調査

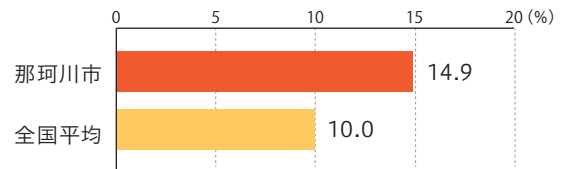
※関連部分抜粋(調査結果全体は、市ホームページに掲載)

(1) 18歳以上の市民対象

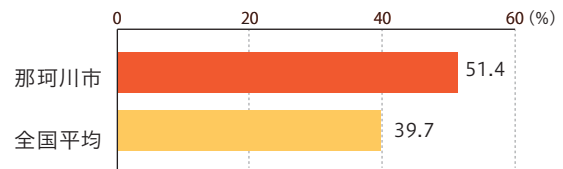
●単純集計結果

過去1年間に文化芸術の活動を実践した人は約15%、直接鑑賞した人は約51%であり、国が令和3(2021)年度に実施した「文化に関する世論調査」の割合よりも本市の実践活動・直接鑑賞の割合は多いという結果になりました。

▼過去1年間に実践活動の経験あり

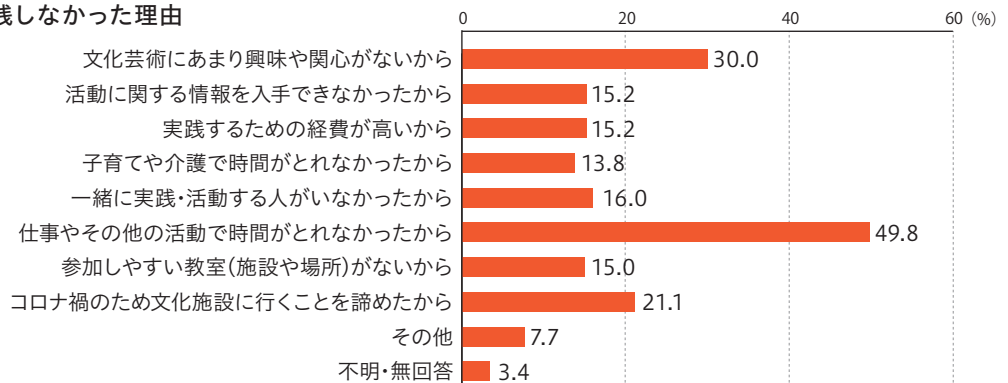


▼過去1年間に直接鑑賞の経験あり

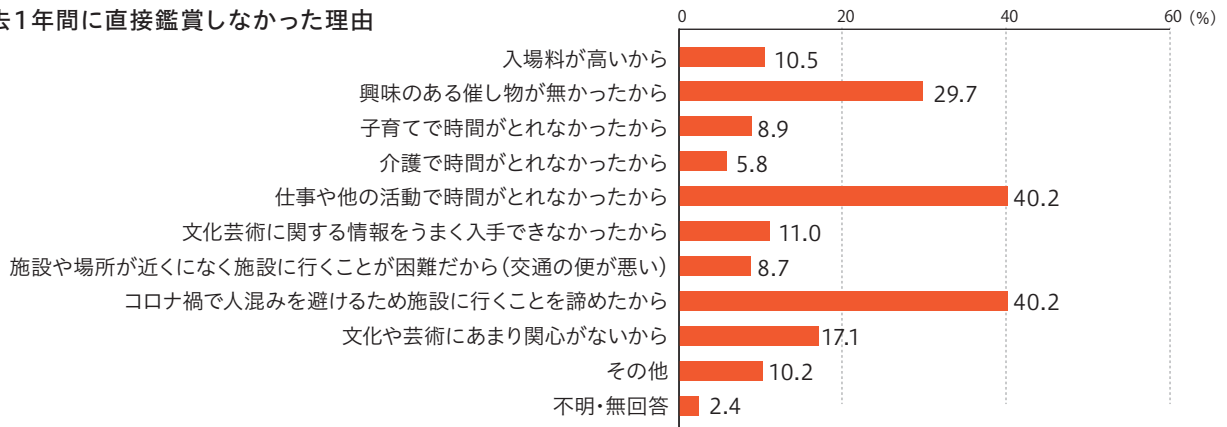


活動を実践しなかった理由は「仕事やその他の活動で時間がとれない」が約50%、直接鑑賞しなかった理由は「仕事やその他の活動で時間がとれない」と「コロナ禍で人混みを避けるため施設に行くことを諦めた」が同率で約40%でした。

▼過去1年間に活動を実践しなかった理由

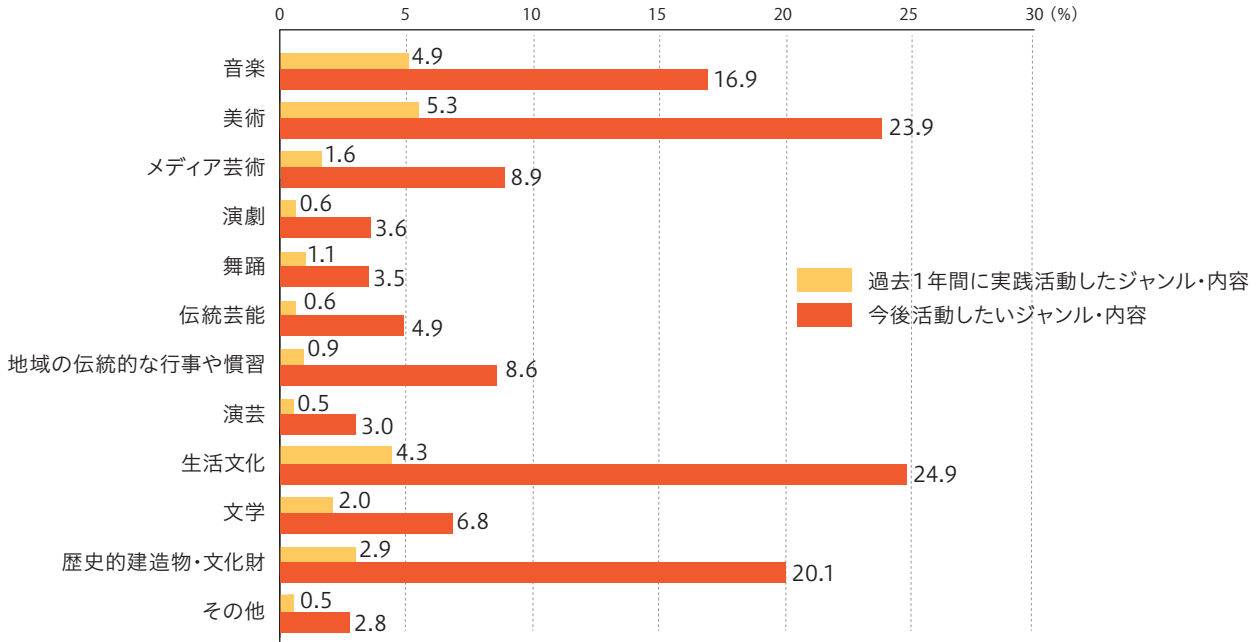


▼過去1年間に直接鑑賞しなかった理由



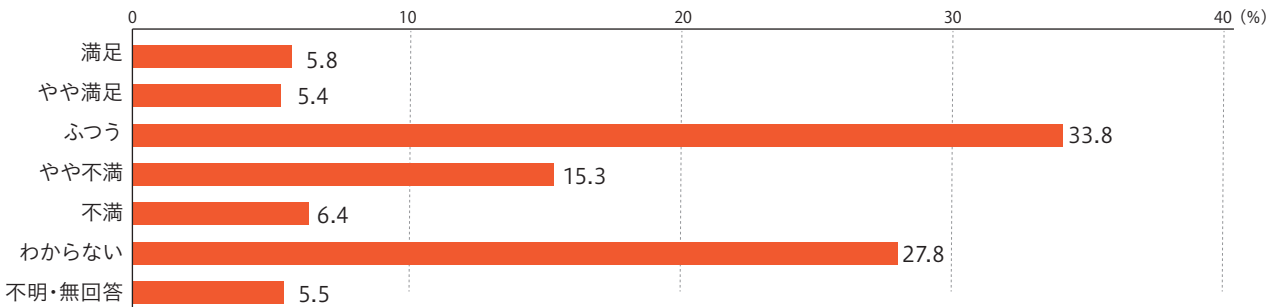
今後活動を実践したいジャンル内容について、無回答が多いですが、「歴史的建造物・文化財(まち歩き、歴史講座等)」の割合が約20%と生活文化、美術に次いで高い結果でした。

▼過去1年間に実践活動したジャンル・内容

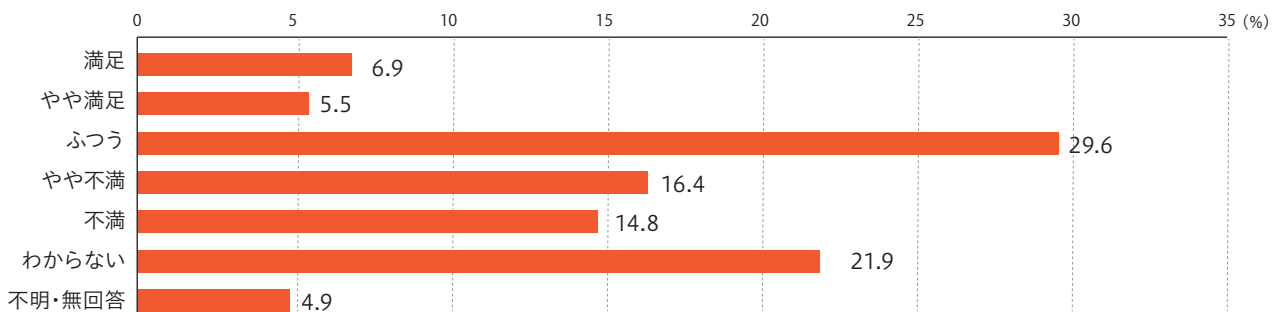


文化芸術活動の実践を行う文化施設の箇所数や文化芸術活動の実践を行う文化施設への交通利便性について、「ふつう」と答えた回答の次に「わからない」と答えた回答の割合が高い結果となりました。

▼文化芸術活動の実践を行う文化施設の箇所数

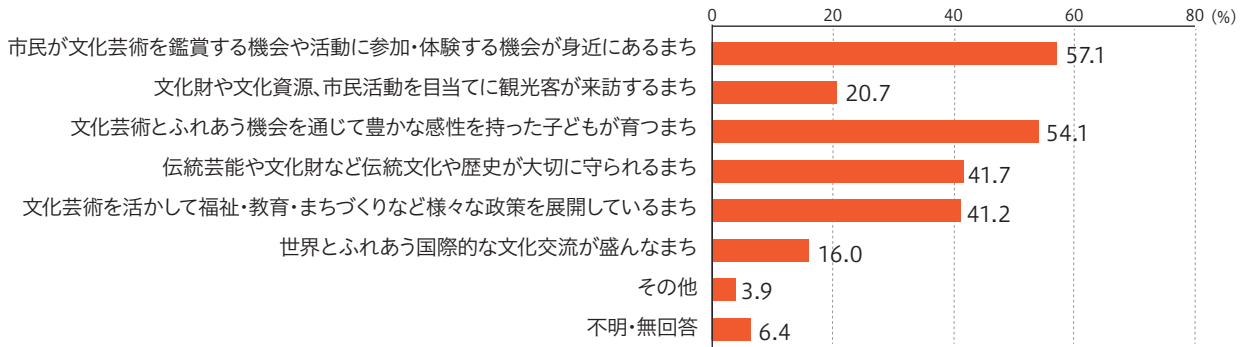


▼文化芸術活動の実践を行う文化施設への交通利便性



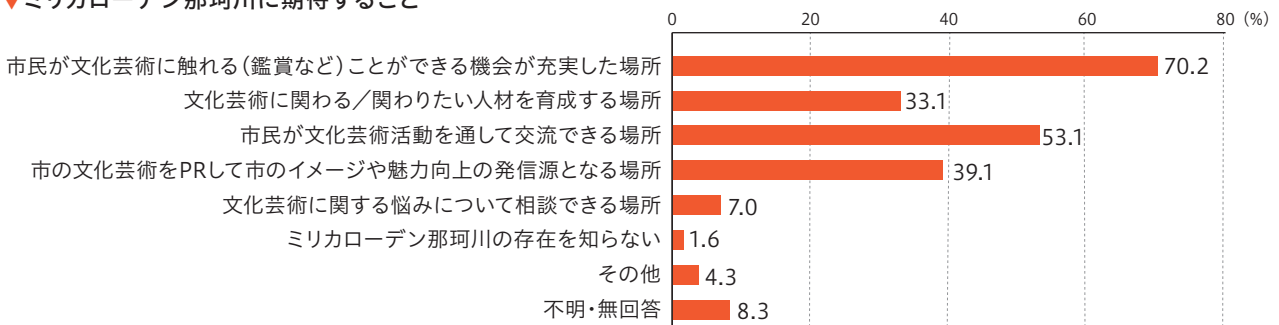
文化芸術施策の推進でどのようなまちになるとよいかという質問では、「市民が文化芸術を鑑賞する機会や活動に参加・体験する機会が身近にあるまち」や「文化芸術とふれあう機会を通じて豊かな感性を持った子どもが育つまち」を期待する回答が多い結果となりました。

▼文化芸術施策の推進で期待するまちの姿

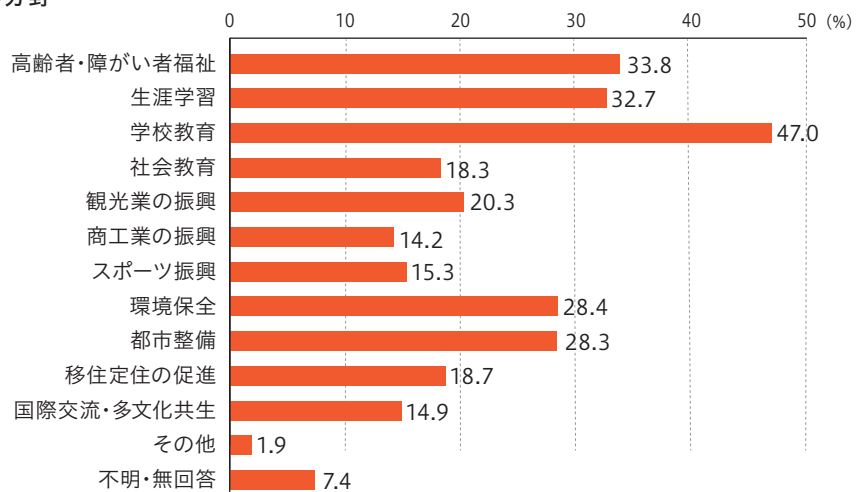


ミリカローデン那珂川に期待することについて、「市民が文化芸術に触れる（鑑賞等）ことができる機会が充実した場所」を期待する人が約70%で最も多い結果となりました。文化芸術との結びつきが強くなるとよい分野については、「学校教育」との連携を期待する割合が最も多く約47%でした。

▼ミリカローデン那珂川に期待すること



▼文化芸術と結びつきが強くなるとよい分野



(2) 子ども対象

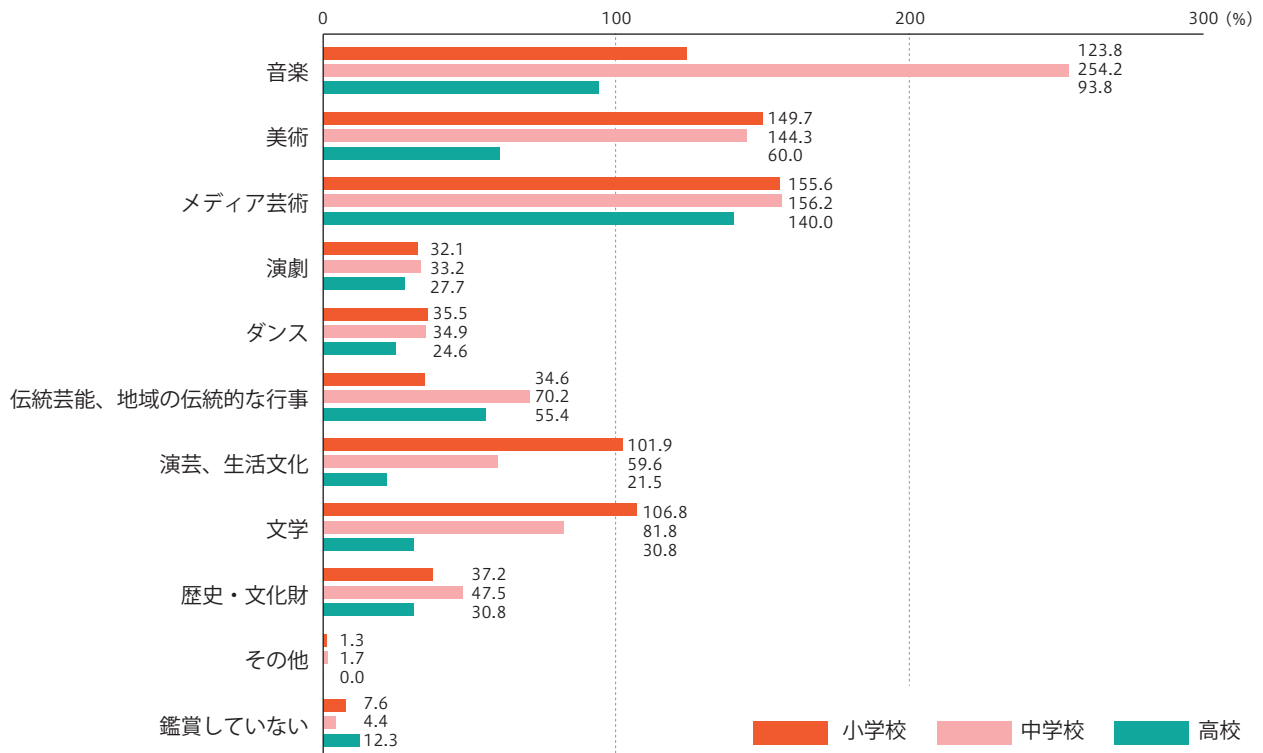
①内訳

	配布数	回収数	回収率
全体	1241件	951件	76.6%
うち小学校	544件	471件	86.6%
中学校	582件	413件	71.0%
高校	115件	65件	56.5%
不明	-	2件	-

②集計結果 ※ジャンル・内容の大項目は、小項目の総和で構成比を求めているため、構成比が100%を超えています。

過去1年間に家以外の場所での鑑賞経験があるこどもは93.4%で、鑑賞内容については、小学校では「メディア芸術」、中学校では「音楽」、高校では「メディア芸術」が最も多い結果となりました。

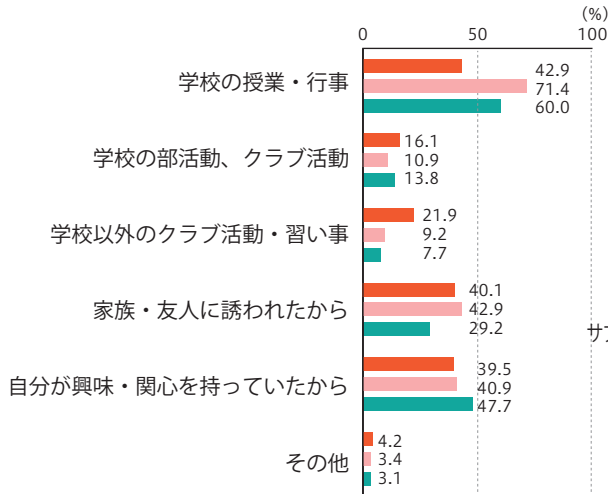
▼過去1年間の家以外の場所での鑑賞経験



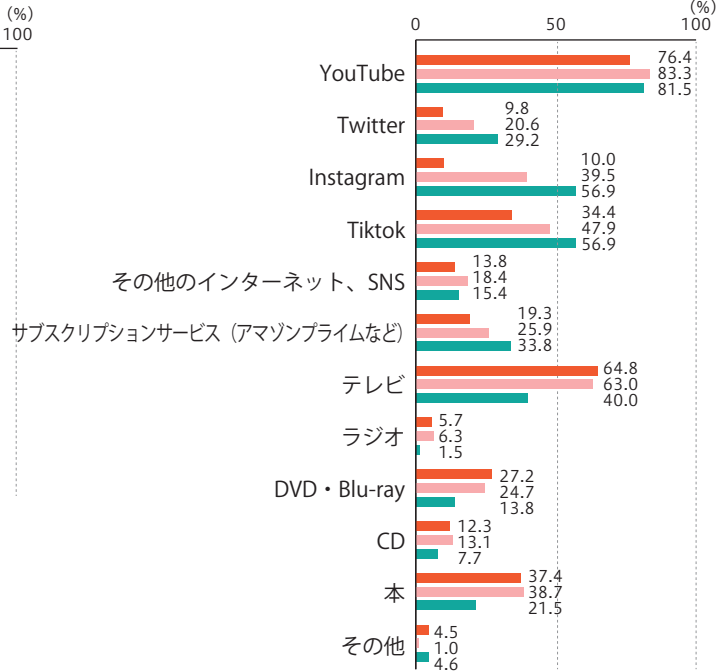
家以外の場所で鑑賞した理由については、小学校では「学校の授業・行事」、「家族・友人に誘われたから」、「自分が興味・関心を持っていたから」が40%前後で差がないのに対し、中学校では「学校の授業・行事」が約71%と多く、高校では「学校の授業・行事」が約60%、「自分が興味・関心を持っていたから」が約48%と多い結果となりました。

間接鑑賞の方法については、小学校・中学校・高校のいずれも「YouTube」が最も多く、80%前後の割合でした。続いて多いものは、小学校では「テレビ」、「本」、「Tiktok」、中学校では「テレビ」、「Tiktok」、「Instagram」、高校では「Instagram」、「Tiktok」、「テレビ」となりました。

▼家以外の場所で鑑賞した理由



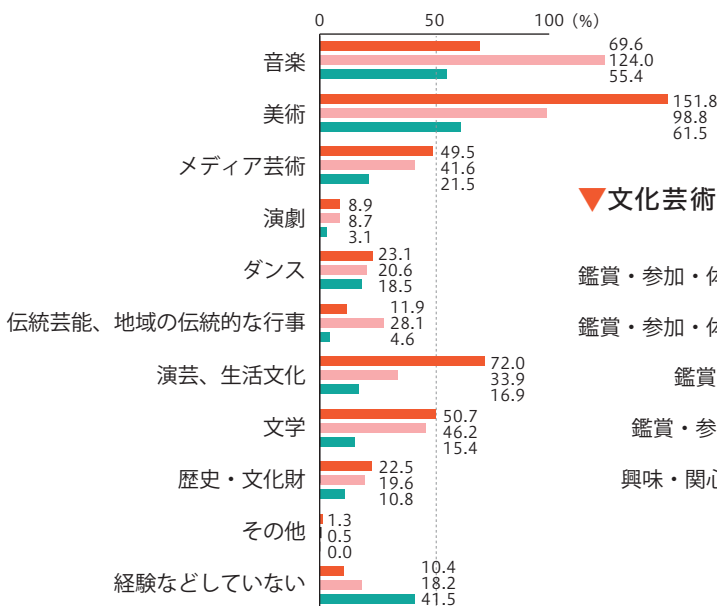
▼間接鑑賞の方法



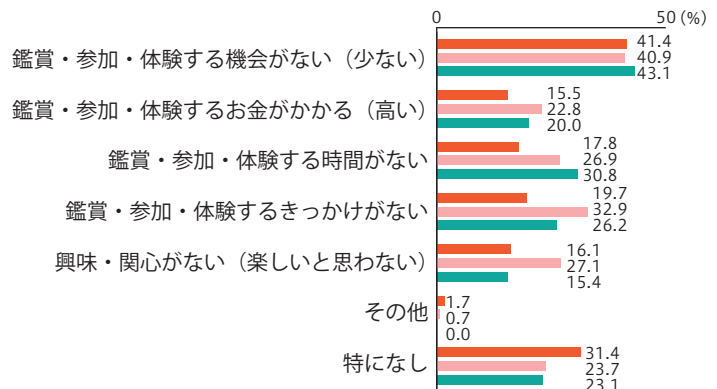
過去1年間の実践経験については、実践経験がある子どもが84.1%で、実践経験内容については、小学校では「美術」、「演芸、生活文化」、「音楽」、中学校では「音楽」、「美術」、高校では「美術」、「音楽」が多い結果となりました。

文化芸術を鑑賞、参加・体験・活動しない理由については、小学校・中学校・高校のいずれも「鑑賞・参加・体験する機会がない(少ない)」が最も多い結果となりました。続いて多いものは、小学校では「特になし」、中学校では「鑑賞・参加・体験するきっかけがない」、「興味・関心がない(楽しいと思わない)」、高校では「鑑賞・参加・体験する時間がない」、「鑑賞・参加・体験するきっかけがない」となりました。

▼過去1年間の実践経験



▼文化芸術を鑑賞、参加・体験・活動しない理由



(3) ミリカローデン那珂川利用者対象

①内訳

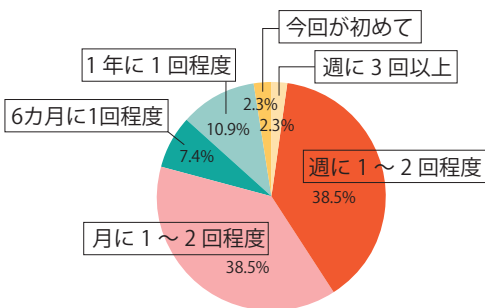
	回答方法	回収数
全体	アンケート用紙	196件
	ウェブ回答	61件
	合計	257件
文化ホール鑑賞事業来場者	アンケート用紙	55件
	ウェブ回答	1件
	合計	56件
エントランス利用者	アンケート用紙	8件
	ウェブ回答	3件
	合計	11件
生涯学習センターの利用者 ミリカサークルの会員	アンケート用紙	132件
	ウェブ回答	32件
	合計	164件
イベント参加者	アンケート用紙	1件
	ウェブ回答	25件
	合計	26件

②単純集計結果

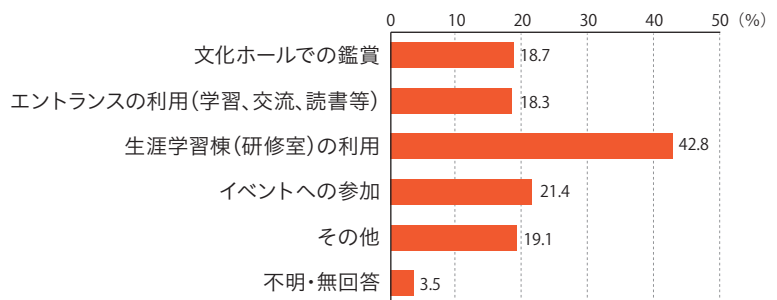
ミリカローデン那珂川に来訪する頻度は、「週に1～2回程度」と「月に1～2回程度」が最も多く、月に1回以上来訪している人が約80%でした。

ミリカローデン那珂川への来訪目的は、「生涯学習棟(研修室)の利用」が40%以上で最も多い結果となりました。

▼ミリカローデン那珂川に来訪する頻度

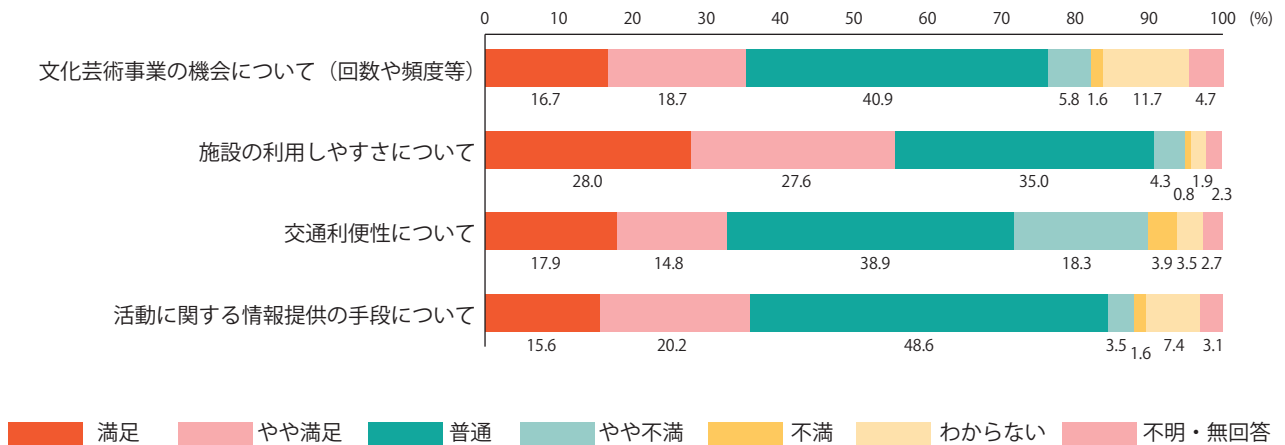


▼ミリカローデン那珂川への来訪目的

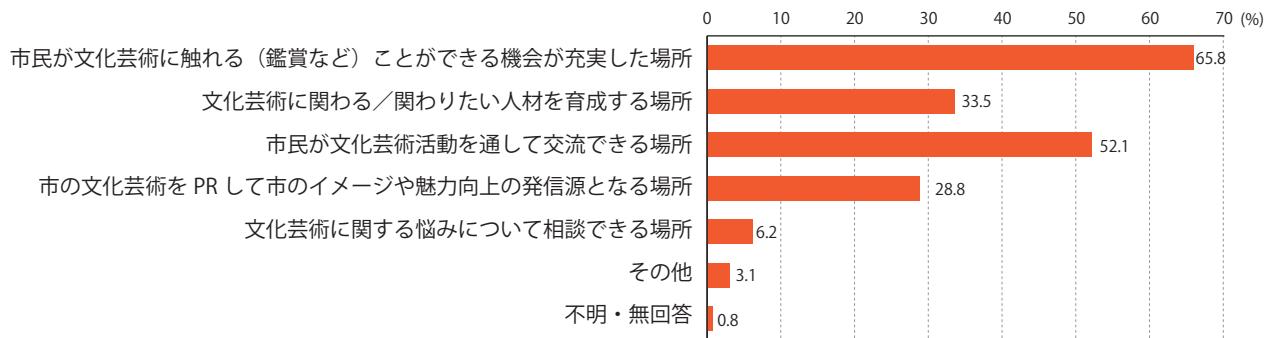


ミリカローデン那珂川の満足感については、いずれの項目も「普通」が最も多いですが、「施設の利用しやすさについて」は「満足」と「やや満足」を合わせると約55%となり、満足と感じている人のほうが多い結果となりました。一方、「交通利便性について」は「やや不満」が「普通」の次に多いです。ミリカローデン那珂川に期待することについては、「市民が文化芸術に触れる(鑑賞等)ことができる機会が充実した場所」が約66%で最も多く、続いて「市民が文化芸術活動を通して交流できる場所」が約52%と多いです。

▼ミリカローデン那珂川の満足感



▼ミリカローデン那珂川に期待すること



●各種意識調査結果の詳細につきましては、下記の二次元バーコードを読み取り、市ホームページをご覧ください

▼市民意識調査



▼子ども意識調査


 ▼ミリカローデン那珂川
利用者意識調査


(4) 文化芸術団体等へのヒアリング調査結果

①文化芸術団体

- 市内の文化芸術活動は盛ん・充実している、頑張っているという意見がある一方、改善していく余地があるという意見もありました。
- 文化芸術を鑑賞する機会は、大半が少ないと意見しています。
- 自団体活動上の課題として、高齢化と会員の確保が挙げられています。また、場所の確保やコロナ禍での感染防止に係る意見もありました。
- 他団体との交流機会について、各種イベントや市民文化祭等で交流している団体がある一方、交流がない団体もありました。
- 文化芸術政策への期待としては、歴史を活かすこと、情報発信・PRに関すること、子どもや障がい者に関すること、文化資源を観光に活かすこと、後継者育成に関することが挙げられました。
- 活動場所の確保について、新しい団体が場所を確保することが難しかったり、活動内容によっては使用ができなかったりと改善を求める意見が挙げられました。

②中間支援団体

- 市内の文化芸術活動は、ミリカローデン那珂川だけでなく中央公民館等の市立公民館でも取り組まれていること、こども向けのジュニアダンスが増加していることへの意見がありました。
- 文化芸術を鑑賞する機会は少ないという意見が多く、ミリカローデン那珂川以外での鑑賞機会が少ないことを指摘する意見もありました。また、歴史資料館が市内にないことに関する意見もありました。
- 自団体活動上の課題として、南畑美術散歩については当初の目的をある程度達成し、次の目標が課題になっています。ミリカローデン那珂川については、職員数の確保や人材育成が課題となっています。また、コロナ禍で事業が中止になり、コミュニケーションの機会が減少したとの意見もありました。
- 文化芸術政策への期待としては、プロを含めた文化芸術団体・作家との交流や文化芸術団体間の交流や、文化芸術活動への資金面での支援が挙げられています。

③文化芸術と関わりのある団体

- 市内の文化芸術活動は、南畑美術散歩や市民文化祭は知られているが、敷居が高い、分からないという意見もありました。
- 他団体との交流については、文化芸術団体と交流している団体がある一方、接点がないという団体もあります。
- 文化芸術政策に期待することとして、こどもの頃からの文化芸術に触れる機会の確保や、発表の場の確保、市民力の向上が挙げられました。

2 ワークショップ

(1) 実施概要

「10年後文化芸術を通してどんなまちになったら良いか」をテーマに、令和5（2023）年9月に全2回、ワークショップを開催し、延べ35人が参加しました。

回	日程	参加者数	主な検討内容
1	9月21日(木)	20人	文化芸術のまちづくりのありたい姿 10年後文化芸術を通してどんなまちになったら良いか
2	9月26日(火)	15人	基本理念のキャッチフレーズ これから市に取り組んでもらいたいこと、自分達(団体)で取り組みたいこと(施策事業)

(2) 実施結果

①10年後文化芸術を通してどんなまちになったら良いかについて、下記5つの要素が挙げられました。

●豊かな自然や歴史がある

本市には南北を那珂川が貫くとともに、市面積の約7割を山林が占めており、水や緑などの豊かな自然が身近にあります。また、数多くの文化財や民俗文化が継承されています。豊かな自然や歴史のある環境が、本市の文化芸術を育んでいます。

●ベッドタウンであり、文化を愛する市民がいる

本市は福岡市に隣接するベッドタウンであり、平成30(2018)年に人口が5万人を超え、市制に移行しています。本市で生活する市民の中には、文化芸術活動に積極的に取り組む市民も多く、市内の様々な公共施設で活動しています。

●那珂川ならではの文化を「シビックプライド」として育む

多様な文化芸術活動に取り組む市民が多い一方、本市には岩戸神楽や安徳台遺跡、安徳大塚古墳、裂田溝などの文化財や民俗文化が多く受け継がれています。

●「つながる」ことが大切だと感じている

ワークショップでは、「つながる」ことをキーワードとして挙げる参加者が多数いました。人と人、文化芸術団体と文化芸術団体がつながるだけでなく、地域と地域がつながる、子どもと大人や高齢者がつながる、過去と未来がつながる等、多様なつながりがあることを大事にしたいと考えています。

●ミリカローデン那珂川は文化拠点から地域拠点へ変化している

市内の公共施設の中でも、ミリカローデン那珂川は本市の文化拠点として愛されています。老朽化に伴うリニューアルを実施することで、エントランスに「居場所」ができ、文化芸術活動を実施しない市民であっても、エントランス空間で勉強やおしゃべりをするなど、市民にとって「第三の居場所」となっています。また、ミリカルリーダー育成講座やミリカ部活の取り組みが始まる等、ミリカローデン那珂川が文化拠点から地域拠点へと変化しており、市民の期待の声も大きいです。

②これから市に取り組んでもらいたいこと、自分達(団体)で取り組みたいこと(施策事業)について、下記の意見をいただきました。

●気軽に使える場所の提供

- ・音楽等の個人・団体の練習等で使える場所について、安い利用料金で使えるような工夫や、公民館や体育館を開放してもらおう日を作って欲しい。

●文化芸術に触れるきっかけづくり

- ・公共施設や文化事業の会場で作品や展示物の解説をする等して、市民が文化芸術に関心を持ちたくなる仕組みがあると良い。

●気軽に参加できるイベントの実施

- ・夜間でも参加できるイベントの開催や、気軽に参加できる単発のワークショップがあると良い。

●年齢等の条件に関係なく始められる

- ・10年経過すると、年齢も上がり、なかなか身体も動かなくなってくる中、年齢や様々な条件に関係なく、文化芸術活動を始められると良い。
- ・文化芸術を通じて、多様な価値観を持った人と出会い、そのような人がいることを理解したい。

●子どもたちが文化芸術に触れる機会をつくる

- ・合唱部が学校にない場合に、地域の文化芸術活動に子どもも参加できるようになると良い。

●さまざまな場所で発表の機会がある

- ・交流会を開催し、自分のサークル活動を他のサークルの人に披露できるようにしたい。また、小学生向けにワークショップを開催する等、多様な人々に参加してもらう機会をつくりたい(竹細工・竹楽器・陶芸等)。

●交通アクセスの改善

- ・10年先を目指し、バス路線の拡充や、予約制ミニバスの検討等を進めて欲しい。

●活動支援の仕組みづくり

- ・文化芸術活動等を支援する仕組みを作って欲しい(研修等)。専門的な支援を依頼できる人材バンクや人材紹介サービスがあると良い。困りごとを相談したい。

●ミリカローデン那珂川以外の施設や場所の活用・連携

- ・歴史的な史跡での講演の実施等、ミリカローデン那珂川以外の場所との連携があると良い。

●文化財の活用

- ・那珂川市の文化財をきちんと知らない市民も多いため、学ぶことができる講座やツアーがあったり、文化財等に解説を用意されたりすると良い。
- ・那珂川市の食文化として、「かしわご飯」がある。かしわご飯は全国にあるが、那珂川市は「炊き込まない」のが特徴であり、「混ぜご飯」として特産品化しても良い。

●多様な情報発信の実施

- ・市民と市が連携したSNSの活用を模索できると良い(発信者は市民だが、アカウントは市所有にする等)。

3 審議の経過

●那珂川市文化芸術推進審議会の経過

回	日程	主な議題
第1回	令和4年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付、教育長あいさつ、委員・事務局自己紹介 ○審議会及び計画策定の趣旨説明 ○会長・副会長の選出 ○議題「各種調査の進め方・内容について」 ○話題提供 ○意見交換 ○その他
第2回	令和4年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回審議会の振り返り ○話題提供 ○議題「各種調査について」 ○今後の進め方
第3回	令和5年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回審議会の振り返り ○調査報告 ○議題「那珂川市の文化芸術振興の現状と課題 事務局案」 ○その他
第4回	令和5年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回審議会の振り返り ○調査報告 ○議題「那珂川市の文化芸術振興の現状と課題 事務局(修正案)」 ○その他
第5回	令和5年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回審議会の振り返り ○調査報告 ○議題「那珂川市文化芸術推進計画(素案)の検討」 ○その他
第6回	令和5年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回審議会の振り返り ○調査報告 ○議題「那珂川市文化芸術推進計画(素案)の検討」 ○その他
第7回	令和5年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回審議会の振り返り ○調査報告 ○議題「那珂川市文化芸術推進計画(素案)の検討」 ○その他
第8回	令和6年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回審議会の振り返り ○議題「那珂川市文化芸術推進計画について」 ○その他
パブリックコメント		令和6年2月1日から3月1日まで
第9回	令和6年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回審議会の振り返り ○議題「那珂川市文化芸術推進計画について」 ○その他

4 審議会委員

氏名	役職・所属団体名等	区分
須川 渡 (会長)	福岡女学院大学 人文学部 准教授	1号委員 (学識経験者)
田北 雅裕 (副会長)	九州大学大学院 人間環境学研究院 教育学部門 専任講師	
長津 結一郎	九州大学大学院 芸術工学研究院 未来共生デザイン部門 准教授	
簗原 亜佐美	ミリカローデン那珂川 館長	2号委員 (関係団体等推薦)
柴田 秀子	那珂川市文化協会 事務局長	
森 千春	NPO法人 絆・なかがわ 代表理事	
鳥部 泰斗	安徳北小学校 教諭	
関岡 絵梨花		3号委員 (公募)

5 那珂川市文化芸術推進審議会設置条例

○那珂川市文化芸術推進審議会設置条例 (令和4年3月25日条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2第1項の規定に基づき、那珂川市の文化芸術の推進に関する計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に資するため、那珂川市文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 文化芸術の推進に係る施策の効果検証及び見直しに関すること。
- (3) その他文化芸術の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、9人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 関係団体等が推薦する者 5人以内
- (3) 公募による市民 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、委員が次のいずれかに該当した場合は、任期中であってもその職を解くことができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認めるとき。
 - (2) 委員としてふさわしくない行為があると教育委員会が認めるとき。
- 3 補欠の委員を委嘱する必要があると教育委員会が認めるときは、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

